

# 「観光まちづくりゼミ運営委託業務」委託業務 募集要領

## 1 事業の趣旨

本県では、これまで「観光まちづくりアワード」及び「観光まちづくりゼミ」において、幅広い業種や世代が参加できる観光まちづくりに関する学びや交流の場を提供し、次代を担う観光人材の育成を進めてきた。

一方で、アワードやゼミで提案された企画は、商品化された事例もあるものの、一過性のものに留まることが多い、実現性や継続性に課題がある。また、ゼミにおいては若年層の参加減少も課題となっている。

また、『あいち観光戦略 2024-2026』においては、「オープンイノベーションの促進」が基本方針の一つとして掲げられており、そのためには観光関係者だけでなく、異業種との交流や県民参加を進め、新たな発想やネットワークの創出が重要である。

そこで、アワードとゼミを一本化し、若者や異業種など、より多様な人材が交流できる場を創出する。また、提案された企画を商品化に結びつける実践的な講座を開催するとともに、ゼミでの企画をブラッシュアップし、旅行商品化する取組を実施することで、オープンイノベーション及び観光人材の育成をより一層推進する。

## 2 事業の内容

別添「観光まちづくりゼミ運営委託業務」仕様書のとおり

## 3 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去5年間において、当委託内容に類する業務実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (3) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に登載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。

大分類「03. 役務の提供等」

中分類「03. 映画等製作・広告・催事」

小分類「02. 広告」－細分類「01. 広告企画・代行」

小分類「03. 催事」－細分類「01. イベント企画」

#### 4 応募期間

公募開始日から 2026 年 3 月 12 日（木）まで

#### 5 応募方法等

##### （1）企画提案書の提出

###### ア 提出書類

（ア）企画提案書（様式 1、仕様書に示した項目を明記すること）

###### （イ）見積書

※「愛知県知事」宛てとすること。

※見積額は税抜き価格とすること。

（ウ）会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

（エ）決算報告書（直近 3 か年）

（オ）過去に実施した類似業務の成果物

（カ）社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 2）

###### イ 提出部数

各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

（ただし、（エ）・（オ）・（カ）については正本 1 部のみで可とする）

###### ウ 提出期限

2026 年 3 月 12 日（木）午後 5 時（必着）

###### エ 提出方法

郵送（「配達証明」に限る。）もしくは持参

###### オ 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 愛知県庁本庁舎

愛知県観光コンベンション局 観光振興課 観光産業グループ

担当 水野・河野

電話 052-954-6854（ダイヤルイン）

##### （2）応募に関する問合せ先

ア 本業務に関する質問については、公募開始日から 2026 年 2 月 27 日（金）までの間受け付ける。

イ 様式 3 に質問を記入し、《kanko@pref.aichi.lg.jp》宛てに電子メールに添付して提出すること。

ウ 受け付けた質問及び回答は、2026 年 3 月 5 日（木）までに質問者に回答するとともに、観光振興課 Web ページにて公開する。

##### （3）その他

ア 提出書類は A4 判とすること。また、必要に応じて、絵、図、写真等を用いて分かりやすく記載すること。（用紙の向きは問わない）

イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。

- ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- エ 提出資料に係る個人情報は、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- オ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属するものとする。
- カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

## 6 契約条件

### (1) 契約形態

委託契約とする。

### (2) 委託金額限度額

3,297,371 円以内（消費税及び地方消費税込み）

### (3) 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

### (4) 委託費の支払条件

精算払いとする。

### (5) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

## 7 選定事業者数

1 者

## 8 提案の審査・委託先の選定等

### (1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、別途設置する審査委員会において以下のとおり書面審査を行う。

なお、応募多数の場合は、観光振興課職員による第一次審査を行う場合がある。

#### ア 日時

2026 年 3 月下旬（予定）

#### イ 方法

提出された企画提案書を基に書面にて審査を行う。審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

### (2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

#### ア 事業推進体制、過去の類似事業の実績等について

① 社内の組織体制、役割分担は適切か。また、円滑かつ柔軟な事業実施が可能な体制か。

② 担当者や会社は、類似事業の実績が豊富で、十分な経験やノウハウを有しているか。

イ 事業方針について

本事業全体の基本方針（基本的な考え方、目標、特徴・アピールポイント、全体スケジュール等）は適切かつ明確か。

ウ 業務内容等について

① 仕様書に記載された業務内容が具体的に提案されているか。

② 観光に関心のある層だけではなく、若者や異業種など、幅広い層からの関心を高めることができる運営方法及びPR手法が提案されているか。

③ ゼミの内容や講師などについて、適切かつ効果的なものとなっているか。

④ ブラッシュアップのカリキュラムについて、適切かつ効果的なものとなっているか。

⑤ ゼミの成果を確実に商品化に導く仕組みとなっているか。

エ 付加提案・見積経費について

① その他、本事業の推進の観点から効果的とみられる独自性、独創的なアイデアや付加事業提案があるか。

② 経費見積項目や見積額は適切か。

オ 社会的価値の実現に資する取組について

社会的価値の実現に資する取組が実施されているか。

(3) 選定

審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(4) 通知

選定結果については、全ての応募者に対して郵送又はメールで通知する。

(5) 契約

選定した契約先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

(6) 秘密保持

企画提案書等提出書類は、本委託先選定のためのみに利用し、愛知県庁内部において厳重に管理する。

(7) その他

委託先選定に係る審査は、提出された企画提案書等に基づいて行う。また、追加の資料の提出を求めることがある。

## 9 スケジュール（予定）

2026年 2月20日（金） 企画提案募集開始

2月27日（金） 質問受付締切

3月 5日（木） 質問への回答

3月 12日（木） 募集締切

3月 下旬 審査委員会による審査、委託先の決定

4月 1日（水） 契約締結・委託業務開始  
2027年 3月31日（水） 業務完了・実績報告書の提出

## 10 その他

- (1) 本業務は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立を条件とし、予算の成立がされない場合、本委託業務は実施しないものとする。
- (2) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、愛知県のWebページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。